日産カード法人会員規約

条項	旧	新
第3条	第3条 当社は、法人会員の保有する自動車1	第3条 当社は、法人会員の保有する自動車1
(カード	台につき、1名のカード使用者を記載した1枚	台につき、1名のカード使用者を記載した
の貸与・有	のカードを発行し、貸与します。なお、法人会	1枚のカードを発行し、貸与します。
効期限)	員はカード発行に際し、自ら保有する自動車を	
	当社に通知し、当該自動車に関する情報をカー	
	ド上の IC 部分に登録することができます。	
	6.カードの有効期限はカードに表示し、法人	6.カードの有効期限はカードに表示し、法人
	会員が次の各号の事由に該当せず、かつ当社が	会員が次の各号の事由に該当せず、かつ当
	引続	社が引続き法人会員として適当と認める
	き法人会員として適当と認める場合は、新しい	場合は、新しいカードと会員規約を送付し
	カードと会員規約を送付します。	ます。
	①当社又は当社に対する本規約に基づく債務	①当社又は当社に対する本規約に基づく
	又はその他の金銭債務が不履行になっている	債務又はその他の金銭債務が不履行に
	場合	なっている場合
	②法人会員の信用状態に著しい変化が生じた 場合	②法人会員の信用状態に著しい変化が生 じた場合
	^{物口} ③カードに <mark>登録された</mark> 自動車の保有をやめた	③カードに 紐付けられている 自動車の保
	とき	有をやめたとき
		H & (WICCC
第 17 条	第 17 条 法人会員は、次の各号の事由が生じ	第 17 条 法人会員は、次の各号の事由が生じ
(通知義	たときは、当社に対し、遅滞なくその旨を	たときは、当社に対し、遅滞なくその旨を
務、届出	書面で通知します。 ①法人会員の商号・	通知します。
事項の変	名称・所在地・業種、代表者の氏名・住所、	①法人会員の商号・名称・所在地・業種、
更)	カード使用者の氏名・住所、 実質的支配	代表者の氏名・住所、カード使用者の氏
	者の有無及び実質的支配者の氏名・住所等	名・住所、実質的支配者の有無及び実質
	の届出事項を変更したとき ②カード使用	的支配者の氏名・住所等の届出事項を変
	者が法人会員を退職したとき ③カードに	更したとき
	登録された自動車の保有を失ったとき、又	②カード使用者が法人会員を退職したと
	は当該自動車の代わりに他の自動車の保	き
	有を開始したとき	③カードに 紐付けられている 自動車の保
		有を失ったとき、又は当該自動車の代わ
		りに他の自動車の保有を開始したとき